

令和7年度大阪広域水道企業団 第1回首長会議 議事録

日 時：令和7年10月27日（月）午前10時30分～午前11時23分

開催場所：シティプラザ大阪 2階 燐

出席者：別紙のとおり

配付資料：別紙のとおり

【議事録】

（1）阪南水道事業の料金改定案について

議長：大阪広域水道企業団企業長の永藤です。

本日は公務ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、皆様には日頃から企業団運営に格別のご理解とご協力いただいていますことに心から感謝を申し上げます。

本日の案件は次第に記載のとおり、審議事項1件、報告事項2件でございます。円滑な会議の進行にどうぞご協力よろしくお願ひいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の次第に従いまして会議を進行いたします。

審議事項の「阪南水道事業の料金改定案について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：経営企画課長の石橋でございます。

私から阪南水道事業の料金改定案につきましてご説明いたします。失礼ですが座って説明をさせていただきます。

阪南水道事業につきましては、令和8年度以降、恒常的に単年度損益が赤字となり、事業運営に必要な資金を確保できなくなるという見通しであったことから、昨年度から令和8年4月の料金改定に向け、大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会の下に、有識者や使用者代表で構成する阪南水道事業料金検討部会を設置し、検討を行ってまいりました。

お手元、資料1をご覧ください。1ページ目でございます。

阪南水道事業の料金改定の概要は、料金改定率を14.4%とし、令和8年4月に料金改定、値上げを行います。料金改定の効果といたしましては、料金算定期間を令和8年度から令和12年度の5年間とし、この間における単年度損益の黒字及び事業運営に必要な資金を確保いたします。給水収益は5年間で6.2億円の増収を見込んでいます。また、この料金改定により、水道管をはじめ水道施設の更新、耐震化を推進し、耐震管率を基幹管路は現状5%から令和12年度には24%、重要給水施設管路は現状9%から令和12年度には25%に向上するよう取り組んでまいります。

次に2ページをご覧ください。

料金改定の考え方でございます。料金改定案は、水道料金算定要領や市町村域水道事業の料金改定に係る統一的な考え方へ沿って検討いたしました。なお、この市町村域水道

事業の料金改定に係る統一的な考え方につきましては、企業団として初めて水道事業の料金改定に着手する前、令和2年度の運営協議会総会でご審議をいただきまして、令和3年度の首長会議でご説明させていただいた内容でございます。内容としましては、口径別料金体系に移行すること、基本水量を廃止すること、従量料金における逓増度を緩和することなどを基本的な考え方としてまとめたものでございます。これらに沿いまして、資料記載のとおり、阪南水道事業におきましては、用途別料金体系から口径別料金体系に変更し、基本料金に含まれる基本水量を廃止するなどの見直しを行っています。次に3ページをご覧ください。

現状の料金表と改定案、参考として水道メータ一口径13ミリメートルと20ミリメートルにおける使用水量20立方メートルの場合の料金について記載をしています。

次に4ページをご覧ください。

これまでの料金検討部会における検討経過について記載しています。料金検討部会は計5回開催いたしました。料金改定案の検討経過や今後の予定は記載のとおりでございます。

資料の説明は以上でございますが、補足といたしまして、料金改定案については阪南市長にご説明を行い、ご了解をいただいた後、阪南市議会で説明をさせていただきました。市議会からは、市民に阪南水道事業の状況や料金改定案の内容について丁寧に説明すること。水道施設、特に基幹管路の更新・耐震化を着実に進めること。市民に対しては料金改定の時だけでなく、普段から水道事業に係る情報共有を行っていくことが必要であるなどのご意見をいただきました。

なお、料金改定の検討に着手する前におきまして、阪南市長及び阪南市議会に対して料金改定の必要性を説明し、検討を開始することへのご了解、ご理解をいただいた上で検討を開始したものでございます。

また、検討に当たっては、料金検討部会に阪南市の担当部署にもご同席をいただきなど、連携を密にして取り組み、検討中の段階においても施設整備計画や料金改定率、料金改定案について、企業団から市長、市議会に説明を行ってまいりました。

最後に、水道の利用者である市民には、検討開始時から水道事業の経営状況や料金検討部会の検討状況、住民説明会の開催について、企業団ウェブページのほか阪南市の広報紙も利用させていただき周知してまいりました。住民説明会では、阪南水道事業の現状や料金改定の必要性、改定後の料金について説明し、料金改定案への意見はありませんでしたが、口径別料金体系に移行する理由、支出の約1割を占める委託料の内容についての質問に対してお答えし、ご理解をいただきました。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長：本件につきまして、阪南市の上甲市長、いかがでしょうか。

阪南市：改めまして、おはようございます。阪南市長の上甲でございます。

本日の審議案件でございます阪南水道事業の料金改定案につきまして、一言発言をさせていただきます。

大阪広域水道企業団の皆様には、平成31年4月の企業団への統合を検討するために積算された経営シミュレーションにおきまして、令和5年度には水道料金の引上げが必要という見込みがございましたが、スケールメリット等を生かした経営努力によって、令和7年度まで改定を不要としていただきましたことについて、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

現在、著しい物価高騰がありまして、さらに水道料金を引き上げることにつきましては、私個人としては本当に身を切られる思いではありますけれども、本市域における水道事業が持続可能で、健全で安定的な経営を持続するためにやむを得ないものというふうに考えてございます。

この際、私から2点お願ひなのですが、本日の資料にも示されていますとおり、基幹管路の耐震化の推進をはじめとして、将来にわたって災害時にも安定した供給体制を維持、構築していただくよう要望します。あわせて、府内全水道事業体が統合して1つの組織をつくり、事業運営、会計を一本化するという府域一水道の早期実現に向けて取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたしまして私の発言とします。どうもありがとうございました。

議長：ありがとうございます。

ただいまのご発言につきまして、事務局、いかがでしょうか。

事務局：今の上甲市長のご発言に対してご回答させていただきます。経営管理部長の林でございます。

阪南水道事業におきましては、料金改定により確保する財源を活用し、基幹管路や災害時に給水が特に必要な病院、避難所等の重要施設に接続する管路の更新、耐震化を着実に実施することに加えまして、水道施設の適切な維持管理や、それを支える技術職員の育成など、災害時を含め、将来にわたる安定給水の確保に向け取り組みます。

府域一水道の実現に向けましては、企業団ではこれまで府内19団体の水道事業を統合し、現在は、泉大津市、箕面市、羽曳野市、門真市と令和9年度の統合に向け、検討協議を行っているところです。この4団体との統合が実現しましたら、府内市町村の半数を超える23団体の水道事業を企業団が担うこととなり、府域一水道への大きな推進力になると考えています。

また、後ほどご説明いたしますが、広域化の取組をさらに推進するため、本年8月に企業長と大阪府副知事とで国土交通省を訪問し、国の広域化に係る交付金、社会資本整備総合交付金について時限措置の撤廃・延長、もしくは新たな統合促進のための制度創設を国土交通大臣宛てに要望しています。

今後もこのような取組を一層推進し、統合団体数を増やしつつ、これまで統合した水道事業については、業務の標準化や集約、システムの統合など、効率的かつ一体的な運営に向けて取り組みながら、さらに府域一水道の実現に向けた動きを加速してまいります。

議長：上甲市長、よろしいでしょうか。

<意見なし>

それでは、本件について審議に入ります。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
岬町長、どうぞ。

岬 町：貴重な時間、どうもありがとうございます。また、平素は安全、安心の水道供給にご尽力賜っています企業団の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

先ほど阪南市の水道料金の値上げの中で、府域一水道という言葉が出ていました。料金（一水道料金）のことが出ていません。料金についても今後、値上げしていく。当初の計画では、私どもが企業団に参加したのは、設立の当時の原稿を持ってきたのですが、この内容からいきますと、府域一水道、そして一水道料金ということで、メリットが大きいということで企業団に参加させていただいた経緯がある。それをバックする気は毛頭もございませんが、今回の値上げについて、これまで企業団としてどのような努力をされてきたのか。府域一水道というのは、完全に言葉上はなくなってしまうのかどうか。それとも、今まで会議の中で出ていた、引き続き継続して進めていくということなら、どのように今後検討されるのか。そういうことを明確にしていかないと、今回の阪南水道事業のように赤字が出たから水道料金を値上げするということになると、どうしても市街地区を離れた町村は距離が長いために、1つの水道事業の工事をするにしてもコストが高くなってくる。市内と違ってコスト、事業予算が高くなってくる。どうしても各自治体は大きな負担を背負っていくことになる。そうなると、今までの水道事業所での各自治体の在り方（企業団に統合前の水道事業）と全く同じではないかと私は感じます。今回の企業団の大きなメリットは、料金をむしろ値下げをしていくことが将来の見通しだったように私は記憶しているんですけども、その点はどうお考えなのか。今回、阪南市が値上げすることに対して皆さん方が合意を得ている中でこんな質問をするのは大変申し訳ないですが、今後さらにこういったことが続いてくるとなると、企業団としてのメリットはどこにあるのかということを感じますので、その辺をご説明いただけたらありがたいなと思います。

議 長：今のご発言について、事務局いかがでしょうか。

事務局：経営管理部長の林でございます。

まず、大阪府が策定いたしました大阪府水道整備基本構想、おおさか水道ビジョンでは、将来のめざすべき姿として府域一水道、会計一本化が掲げられており、これにつきましては企業団も同様の考え方で市町村水道事業との統合を推進してまいりました。

一方で、府域一水道に至るまでの間の料金統一、すなわち会計統合につきましては、利用者の料金に影響が及ぼすことから、平成27年度の首長会議におきまして、会計統合しても料金等への大きな影響がないと認められる場合は、会計を統合するということを確認しています。

つきましては、阪南水道事業については、阪南水道事業として会計を区分していますので、それに基づいて今回の料金改定をさせていただく。また、料金改定に当たりましては、共同発注などスケールメリットを生かしましてコスト縮減をして、それでもなお必要な料金改定についてお願いするものでございます。

議 長：岬町長、どうぞ。

岬 町：ありがとうございます。

経営統合をいろいろしながらスリム化を図っていく。そして、料金の設定をしていくという説明ですが、統一化すればするほど、それだけスリム化して事業費が抑えられ、それによって水道料金が下がってくるというメリットがあるのであればいいですが。泉南、阪南、田尻、岬の4地区が1つのブロックとして（水道センターの）統合を来年に向けてやろうとしています。今回、阪南市さんが料金の値上げをせざるを得ない。市長さんからも「身を切られる思い」でというお言葉が出ましたけれども、まさしくそのとおりだと思う。これは今後、各自治体に影響してこないかどうか。その辺を確認だけしておきたいと思います。

議 長：この点は大変重要なことですので、私から見解をお伝えしたいと思います。

まず前提として、今のご時世や社会状況の中で、水道料金の値下げは相当厳しいのではないか。物価高騰対策として各自治体で努力をしていただいているが、値下げではなくて、これからは値上げの時期をどれだけ遅らせることができるか。そして、値上げの幅をどれだけ下げるができるか。これは値下げではなくて、値上げの幅を小さくするということです。今回、阪南市において値上げのご決断をいただきましたが、令和5年度に水道料金の値上げを予想していたところ令和8年度まで改定が不要となりました。ぜひこの点をご理解いただき、今後も企業団のスケールメリットを活かし、努力することにより、極力値上げの時期を遅らせ、値上げの幅を小さくできるよう取り組みたいと考えています。

そして、会計統合を行わない場合、どのようなメリットがあるのかという点ですが、各市町村の現行の水道料金には相当の差がある中で、会計統合を将来的にはめざすとしても、早急には難しいという現状があります。一つの大きなメリットは、各自治体ではなかなか技術職員の確保が難しく、企業団との統合によってしっかりと技術職員を確保して安定的な水道事業の運営を行うことが一点。もう一点は老朽化、耐震化対策で管路の更新は今、大変大きな課題となっており企業団が水道事業を行うことにより適切に作業を進めていくことです。皆様には企業団との統合のメリットを十分に感じていただけるよう、引き続き努力してまいります。私からは以上でございます。

岬 町：最後にします。

今、企業長の方から丁寧なご説明をいただきましたが、私が言っているのはそうでなくて、当初、企業団設立に当たっての大きなメリットは大阪府一水道、そして一水道料金

ということがメリットであったかのよう記憶しているんです。それが、今の企業長の話によるとそうでなくて、いかに値上げを抑えていくか、いつまで引き延ばしていくかという話。それと老朽化の問題。これは初めから分かっているはずです。施設が全部老朽化してきているのはもう分かっている話。それを今度は老朽化の問題に金がかかる、スリム化することによって経費が少なくて済むというのは、これは誰が考えても同じことです。だから、今、国が物価がどんどん上がってくる中で何を取り組んでいるかといえば、ガソリンなどいろんな物価高騰を抑えようとしている。いろんな補助を出しながらでも抑えようと。我々はこの時期に来て、日常生活を営んでいる方が物価高騰に悩んでいる中で、ここでまた水道料金を上げていくということは、住民に対して負担を強いりということになってしまふと思う。だから、今ここで何とか抑えられないのかというのが私の考え方です。当初の考え方に戻せと私は一切言っていません。だから、何とか抑えていくべき、その努力をやっぱりしてもらいたいというのが、私、自治体の長としての考え方です。のことだけ申し上げておきます。

議長：分かりました。

他にご意見、ご発言等ございますでしょうか。

＜意見なし＞

それでは、本件は事務局案のとおりとすることでご異議ございませんでしょうか。

＜異議なし＞

ありがとうございます。ご異議なしとのことで、事務局案のとおりといたします。本日ご承認いただきました内容に従いまして、来る11月19日開催予定の企業団議会11月定例会において、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に係る議案を提案いたします。

（2）統合団体に議席を配分した場合における議席配分の整理結果について

議長：次に報告事項、統合団体に議席を配分した場合における議席配分の整理結果について、事務局から報告をお願いします。

事務局：総務部長の小島でございます。

令和6年5月の首長会議におきまして、東大阪市長のご提起を受けまして、事務局にて課題整理を行うことになっていました統合団体にまず1議席を確保するという議席配分の方法に関する件についての報告でございます。

本件、事務局にて整理を行いました上で、本年8月下旬以降、各構成団体首長の皆様に対し、お手元の資料2参考資料1、2により報告をさせていただきました。報告をした際には、資料2に記載していますとおり、一部首長の皆様から様々なご意見をいただき

ました。資料2には5点示しています。1点目は、議員定数は変更せずに統合団体に1議席を確保するべき。2点目は、議員定数（1団体1議席以上）の議論を進めるべき。3点目は、協議を再開する3つの条件を満たしていないというものです。補足になりますが、この協議を再開する3つの条件とは、平成30年8月、首長の皆様の間で協議を再開する場合の要件を確認いただいているものでございまして、1つ目に多くの統合団体で料金の改定の時期が重なり、料金改定議案を提案するべき全ての団体に議席が配分し切れないというとき。2つ目に統合団体が大幅に増加するとき。3つ目の要件として、大阪市が当企業団に参画するときというものです。資料2の首長の皆様からのコメントに戻りまして、4点目は、様々な制約がある中では現状維持が望ましいというコメント。5点目は、議員定数は議会のご意向を尊重するべきというものでございます。こうした様々なコメントを整理結果報告の際にいただいていることをあわせて報告申し上げます。

構成団体の首長の皆様には、議員定数、議席配分に関しまして、これまでも様々にご意見をいただきてきたところですが、改めましてこのたびの報告に際しまして、9月議会そのほか公務大変にお忙しい中ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

議長：ただいまの件につきまして、皆様からご意見、ご発言等ございませんでしょうか。

東大阪市：東大阪市長です。

この議会の議席配分なんですかけれども、まず1つは、この議席配分は首長に権限があるということ。だから、これをどうするかというのは我々が決めるということなので、今の規約の前提に立って考えれば、統合団体は基本的にそれぞれの自治体で水道組織がなくなるわけですから、どうしても水道事務ということに対して、今までと統合してからは自治体の組織論からいっても、どうしても手薄になってくると思う。そういう中で、統合団体は議席を持つということで自治体の組織としても以前とはほぼ継続した形で水道事業、水道事務に対して向き合っていこうと。私は自治体の組織論としてそう考える。そういう前提に立って言うならば、やはり33議席もあるわけですから、今準備中の団体を含めて23団体が統合されるということなので、各統合団体には1議席を分配して、残り10議席ですから、残り10議席は例えば用水供給量を上から10番目までに配分するとか、あるいは統合していない団体で1年ごとに輪番制で1つずつ配分するとか、やはり統合団体は1議席取ると。33までいけば、その段階で全体を考えてどうするのか。あるいは、あえて議会と話をしてこの33を増やして、しかし言わば議会経費を圧縮して、経費がかからない形で議席を増やすのか。そこは議論すればいいと思うんですが、少なくとも33に行くまでは1議席ずつ統合団体に配分すべきだと思う。それがやっぱり私は基礎自治体としての役目、責務を市民に対してしっかりと示すことにもなると思いますので。ぜひとも、首長が決めるわけですから、早く決めるべきではないかと思いますので、再度意見として申し上げておきます。

議長：ありがとうございます。

まず皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

八尾市長、どうぞ。

八尾市：八尾市でございます。

八尾市もこの4月から統合させていただきました。この間、議会の決算もありまして、それ以前からもありましたが、やはり統合するという状況になった場合は必ず議席、発言できる場をやはり確保してほしいという議会の強い要望等もございますし、八尾市といたしましても、統合した団体は議席を確保していただけるように、これはぜひお願ひしておきたいと思います。

議長：ありがとうございます。

和泉市長、どうぞ。

和泉市：和泉市でございます。

私も野田市長のご意見に賛成でございまして、和泉市も統合ということで、かなりいろんな取組をしたんですけども、結局議会のほうで否決されまして、そのときの理由の1つが、先ほど八尾市さんがおっしゃられたように、統合したら議席が取れなかったら意見を言う場がないということもございましたし、先ほどから府内一水道を一刻も早くしようと言っているんですけども、それに向けてはやはりドラスティックにきっちりとメリットがあることを議会とか市民に説明できるような、そういう仕組みをつくっていかなければならないと思うんです。そのためにも、統合された場合は必ず1議席を取れるという、そういう決まりをつくっていくことによって早期実現が前に進むのではないかと思いますので、ぜひともそういう考え方を取り入れていただきたいと思います。

議長：ありがとうございます。

太子町長、どうぞ。

太子町：太子町の田中です。

平成29年の4月に、我々太子町と四條畷市、そして千早赤阪村が最初に統合させていただきました。当初はたしか議席が30ということだったと思うんです。その統合にあわせて3団体に1議席を配分するということで33議席になったというように記憶しています。そういう意味で、当初は統合すれば1団体に1議席を配分するという話の中で我々も参加させていただいたという記憶がございます。そういう意味でも、統合団体にはやっぱり必ず1議席を配分すべきかなと思っています。

議長：ありがとうございます。

豊中市長、どうぞ。

豊中市：統合されるときには議席の確保は必須だと思います。しかし、現行42市町村を構成団体

とする中で、議員定数が33となっております。先着順でこの議席を確保されたときに、当市は統合への参加が大変遅くなり、そのときに議席の割り振りが必ずあるかという担保が現時点では取れません。企業団のシステムから見てこの42市町村の中で33議席ということで、公平性を保つためにブロックごとの人口バランスなども十分に鑑みた上で議席配分していただきたいと思います。そして、事務局から報告がありました整理結果1、整理結果2も、議席1人当たりの人口の差が今以上にさらに拡大するというもので、大変合理的ではなく、著しく公平に反するものと認識しています。総数が今までいいのか、そして、これは当市の事情ですが、統合が後になったときに議席が担保されるのか、そこも含めて今後決定していただきたいと感じるところであります。

議長：ありがとうございます。

どうぞ、吹田市長。

吹田市：この話は将来的にどうあるべきか、論理的にどうあるべきか、今現在どうすべきかということを分けて考える必要があると思っています。大体皆さん1自治体1議席という考え方には反対はないと思うんです。ということは、最低42議席にこの企業団はなります。そこを否定されると、じゃあどういうアイデアがあるのかなということになるんですが、プラスそこに人口、給水量を按分して上乗せをするのかしないのか、これも議論が分かれるところです。こういう課題を抱えているからこそ、当初30から始まって、先ほどありました33になって、その場その場で最適化を図って対応してきた。これは論理的では全然ないです。今こうしてだんだん統合団体が増えていくときに、当然42というのを視野に入れて物事を考えないといけません。だからこそ、この定数そのものと配分そのものをこの会議で議論する際には、非常に慎重にしなければならないという条件がついたはずです。今この場で、じゃあそうしましょうかとできない条件がついたはずですが、事務局、改めてその条件を紹介していただけますでしょうか。

議長：事務局、お願いします。

事務局：議員定数、議席配分に関して議論を再開する3つの条件ということで、改めて申し上げます。

これは平成30年8月現在の議員定数、議席配分につきまして、首長の皆様の間でご確認いただいたものでございます。3つございまして、1つ目に多くの統合団体で料金改定の時期が重なり、料金改定議案を提案するべき全ての団体に議席を配分し切れないとき。2つ目に統合団体が大幅に増加をするとき。この点につきましては、平成30年8月29日の議員全員協議会で当時の企業長が「企業団に水道事業を統合する市町村の数がほぼ42近いとか3分の2以上統合してくるときには、もう一度考え直す必要があると考えている。」という旨発言してございます。3つ目の要件として大阪市が当企業団に参画するとき。以上申し上げたような事情の変化がありましたときに、この議論を再開するということでご確認をいただいている。以上でございます。

吹田市：ありがとうございました。以上です。

議 長：ありがとうございます。

交野市長、どうぞ。

交野市：交野市です。

約10年前、私は当時市長ではございませんでしたが、浄水場を建て替えていましたので、その状況もありまして、直ちに水道事業の統合ができない状況でございます。私自身は、水道に関してはより広く1つでやるべきだとは思っていますが、そういう事情がありまして、かなり統合に関しては遅れる状況であります。ですので、先に統合した団体が1議席を必ず確保するとなると、後から統合する団体に関してあまりにも不利益になるということは避けたいなと思っています。そして、もう一点といたしまして、やはり3つの条件のところに関しては、当時私は市長ではなかったのですが、平成30年のときに当時の市長がそれに賛同しているにもかかわらず、自分たちの議会の政治的な事情、都合が悪くなつたから急に態度を豹変するというのは、あまり議論としてはフェアではないかなと考えていますので、現時点におけるこちらの定数の見直しに関しては、私は反対したいと思っています。

議 長：ありがとうございます。

茨木市長、どうぞ。

茨木市：茨木市です。

強い意見ではないんですけども、ご承知のとおり統合した団体と統合していない団体とでは利益状況が全然違うと思うので、そういう中で議席がというよりは、統合された団体は意見を言わないといけないという先ほどからのお話でいくと、例えばすれども、統合された団体だけが集まって部会のような、この議席というのにこだわらずに、しっかり事務局とやり取りできるようなものを設けてみるとか。議会から意見が言えたらしいんだということであるなら、そういった場を設けるとか。この本題の議席そのものに手を出さずに、妥協案みたいなものがあつたりするのかなと思いました。

議 長：ありがとうございます。

岬町長、どうぞ。

岬 町：岬町です。

先ほど吹田市長がおっしゃるように、以前から議論が出ていた例えば各自治体に1名の議員定数。それから、水量の多いところ、工業用水の多いところについては按分して上乗せする案が出ていたように思いますので、そういった方向性、東大阪市長もおっしゃっているように、いろいろとこれは議論をして、もう一回きちっと整理をしていく、今

後はどうしていくということをやっぱり決めていく必要があるのかなと思っています。私はやはり各自治体に1名は必要かな。いろんな案件が出たときに、議会の協力を得なければならぬ。そういう状況が出たときに、議員がそこに参画していなかつたら、やはり議論が伯仲する可能性もありますので。そういうことを考えると、やはり議会との連携をうまく取るためには各自治体に1名の議員定数が必要かなと思っていますので、その辺十分検討していただきたいと思います。

議長：ありがとうございます。

大東市長、どうぞ。

大東市：大東市長の逢坂でございます。

ほとんどの首長がおっしゃったように、やはり1自治体1議席がなければ市議会の皆様は許容されないと感じています。様々な工夫をしながらではありますが、全ての統合された自治体に1議席というものは最低限必要だと考えています。

議長：ありがとうございます。

ご意見、ご発言、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

皆様から大変貴重なご意見を多く寄せていただきました。それぞれに思い、ご意見等があると思います。本日整理結果をお示ししましたが、いただいたご意見も含めてもう一度事務局で整理をさせていただきたいと思います。次回の首長会議は1月に開催を予定していますので、そのときまでにまとまればという条件付きですが、もう一度、私も含めて事務局と協議しながら内容を整理し、改めてご相談させていただきたいと思います。引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

（3）水道事業の基盤強化等に関する国土交通大臣への要望について

議長：次に、報告事項でございます水道事業の基盤強化等に関する国土交通大臣への要望について、事務局から報告をお願いします。

事務局：経営管理部副理事兼広域連携課長の濱田と申します。

水道事業の基盤強化等に関する国土交通大臣への要望につきましてご報告させていただきます。失礼ですが着座にて説明させていただきます。

資料3をご用意ください。

企業団と大阪府は、本年8月20日、国土交通大臣宛て社会資本整備総合交付金制度（防災・安全交付金事業）の時限措置の撤廃等を要望いたしました。当日は、企業長、大阪府副知事が国土交通大臣政務官と面会し、交付金制度の充実による大阪府域の水道事業の広域化や、基盤強化に向けた後押しを訴えました。

現行制度の主な課題といたしましては、現在、令和9年度の統合をめざし、泉大津市、箕面市、羽曳野市、門真市の皆様と検討協議を行っていますが、広域化に係る交付金は、統合後10年間かつ令和16年度までの時限措置となっていることから、令和9年度統合予

定の4市につきましては、令和9年度から令和16年度までの8年間の交付となり、十分な活用が見込めない状況にあります。また、府域一水道の実現に向けましては、未統合の団体、とりわけ事業運営の中核となる大規模水道事業体の統合が重要になりますが、現行制度の要件を満たさない団体もあり、広域化に参画するためのインセンティブやメリットが見いだせず、統合が進みにくい状況にあります。

このような中、府域一水道の実現に向けてさらに統合を進めていくためには、時限措置の撤廃、延長または新たな統合促進の制度創設が必要であること、また、水道事業の喫緊の課題であります老朽管路等の耐震化を推進するための財源確保についても要望いたしました。

これに対して、国定政務官からは、施策の方向性は同じであり、要望されていることはよく理解できるので、少しでもよい形となるよう、具体的な検討を進めていくという旨のお答えをいただき、交付期限を延長する方向で制度設計を検討していると聞いています。

企業団としましては、引き続き大阪府や関係水道事業体と連携し、全ての未統合団体が活用可能な交付金制度の構築について、今後も国に対し要望し、統合に向けた取組を推進していきます。説明は以上でございます。

議長：ただいまの件につきまして、ご意見、ご発言等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

＜意見、質問なし＞

以上で、本日予定していた議題は終了しました。

本日の議題以外で何かご発言ございましたら、お願ひしたいと思います。

東大阪市長、どうぞ。

東大阪市：東大阪市長です。

府域一水道という一番の大きなスタート時点での考え方というのは、大阪府内における大規模な浄水場、村野、庭窪、そして柴島。ここが稼働している数量を見ると、明らかに水余り現象がある。要はこれをダウンサイ징して効率的な水道事業をすることで、結果としてコストを下げるができるんではないかという考え方から、当時橋下知事の時代にスタートしているというところ。今、各自治体も頑張りながら運営しているんですが、この一番の大前提の村野、庭窪、柴島。柴島は大阪市、庭窪も大阪市にあるわけですが、ここの浄水場の在り方というものが、府域一水道を前提にしてしっかりと計画、あるいは日々のメンテナンスをされているかどうか。どうも全体の情報が我々共有できていないと思うんです。今、急の発言ですので、事務局にもお答えは求めませんが、ぜひとも次の機会のときに、この大規模浄水場の在り方がどうなっているのか。そして、柴島も含めて、府域一水道という前提でこの浄水場の将来計画がなされているのかどうか。それをやはり我々しっかりと共有しておかないと、府域一水道と言いながら、やや

方向性が違う方向へ走ってしまいかねないと私は危惧していますので、企業長におかれましては、次の機会で結構でございますので、そのあたりをまた説明できる場をぜひとも設けていただきたい。これはお願ひです。

議 長：承知しました。

ご意見、ご発言ございませんでしょうか。よろしいですか。

＜意見、質問なし＞

ありがとうございます。本日は限られた時間の中ではございましたが、皆様のご協力により円滑に議事進行を行うことができました。心からお礼申し上げます。お忙しい中ありがとうございました。